

# とっさか 利用料金表(短期入所生活介護)

多床室

2019/10～

単位:円

(第1段階利用者) 世帯の全員が住民税非課税で老齢福祉年金受給者、生活保護等の受給者

区分	基本料金								保険外		計 (自己負担額)
	基本サービス	サービス提供 体制強化加算	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処 遇改善加算(Ⅰ)	食事代	居室代	
入所	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
要介護1	586	18	12	15	4	8	53	17	300	0	1,013
要介護2	654	18	12	15	4	8	59	19	300	0	1,089
要介護3	724	18	12	15	4	8	65	21	300	0	1,167
要介護4	792	18	12	15	4	8	70	23	300	0	1,242
要介護5	859	18	12	15	4	8	76	25	300	0	1,317

(第2段階利用者) 世帯の全員が住民税非課税で合計所得金額と公的年金等の収入額の合計が年間80万円以下の方

区分	基本料金								保険外		計 (自己負担額)
	基本サービス	サービス提供 体制強化加算	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処 遇改善加算(Ⅰ)	食事代	居室代	
入所	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
要介護1	586	18	12	15	4	8	53	17	390	370	1,473
要介護2	654	18	12	15	4	8	59	19	390	370	1,549
要介護3	724	18	12	15	4	8	65	21	390	370	1,627
要介護4	792	18	12	15	4	8	70	23	390	370	1,702
要介護5	859	18	12	15	4	8	76	25	390	370	1,777

(第3段階利用者) 世帯の全員が住民税非課税で第1段階、第2段階以外の方

区分	基本料金								保険外		計 (自己負担額)
	基本サービス	サービス提供 体制強化加算	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処 遇改善加算(Ⅰ)	食事代	居室代	
入所	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
要介護1	586	18	12	15	4	8	53	17	650	370	1,733
要介護2	654	18	12	15	4	8	59	19	650	370	1,809
要介護3	724	18	12	15	4	8	65	21	650	370	1,887
要介護4	792	18	12	15	4	8	70	23	650	370	1,962
要介護5	859	18	12	15	4	8	76	25	650	370	2,037

(第4段階利用者) 第1段階、第2段階、第3段階以外の方(負担限度なし)

区分	基本料金								保険外		計 (自己負担額)
	基本サービス	サービス提供 体制強化加算	機能訓練 体制加算	夜勤職員 配置加算	看護体制加算 (Ⅰ)	看護体制加算 (Ⅱ)	処遇改善加算 (Ⅰ)	介護職員等特定処 遇改善加算(Ⅰ)	食事代	居室代	
入所	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日	1日
要介護1	586	18	12	15	4	8	53	17	1392	855	2,960
要介護2	654	18	12	15	4	8	59	19	1392	855	3,036
要介護3	724	18	12	15	4	8	65	21	1392	855	3,114
要介護4	792	18	12	15	4	8	70	23	1392	855	3,189
要介護5	859	18	12	15	4	8	76	25	1392	855	3,264

※ 以下については利用者の状況に応じて加算されます。

加算の種類	金額	備考
送迎加算	片道 184円	
療養食加算	1回 8円	医師の食事せんに基づく腎臓病食や糖尿病食などの提供した場合 1日3食を限度とし、1食を1回として、1回単位の評価とする
個別機能訓練加算	1日 56円	生活機能向上を目的とした個別機能訓練計画の作成と、計画に基づいた機能訓練の実施
医療連携強化加算	1日 58円	重度者への対応の強化
認知症行動・心理症状 緊急対応加算	1日 200円	認知症の行動・心理症状(妄想・幻覚・暴言等)が認められ、緊急に短期入所生活介護が必要であると医師が判断した場合
若年性認知症利用者 受入加算	1日 120円	若年性認知症利用者に対し、個別に担当者を定め、利用者の特性やニーズに応じたサービスを提供した場合